

町内会加入促進モデル事業における各団体の取組（実施期間：令和元年10月～令和3年3月）

団体名	主な取組み	加入世帯数	成果、課題、今後の方針	主な支出項目
日之出町町内会	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内会 50 周年ガイドブック作成</li> <li>ごみステーションにのぼり旗（町内会が管理している旨を記載）を設置</li> <li>掲示板設置箇所の見直し、改修</li> <li>ホームページや Facebook、Twitter の開設</li> <li>町内会名入り夏祭用こども法被を作成 ※夏祭は中止</li> </ul>	+ 20 世帯	<p>【成果】 新規転入世帯に戸別訪問によるアプローチを実施。継続的な呼びかけにより、新規会員を獲得した。</p> <p>【課題】 ・未加入世帯の把握 ・班長や役員等の担い手確保</p> <p>【今後の方針】 ガイドブックやエコバッグを活用した戸別訪問の実施や未加入世帯へのアンケート実施、ホームページを活用した情報発信や回覧板の負担軽減策を模索する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガイドブック作成費</li> <li>掲示板作成費</li> <li>ホームページ作成費</li> <li>法被の作成費</li> </ul>
武岡コミュニティ協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>未加入世帯の調査、リストの作成</li> <li>未加入世帯への働きかけ ◇戸別訪問（訪問記録作成） 延べ 650 世帯（約 250 世帯×1～3 回） ◇文書・申込書の配布 ◇横断幕、ポスター、のぼり旗の掲示 ◇協議会名入りタオルの配布 ◇PTA、防災研修、グラウンドゴルフ大会等の校区内行事で加入の呼びかけ</li> <li>校区内の全ての町内会に高齢者クラブを設立（町内会の魅力向上）</li> </ul>	+ 62 世帯	<p>【成果】 ・戸別訪問による継続的な呼びかけにより、1 年目よりも 2 年目の方が加入世帯は増加した。 ・役員や清掃、回覧板の免除を条件に入会したケースもあった。対応にあたっては、班やその他会員の了承を取り付ける工夫が大切だと感じた。 ・過去に退会した会員の勧誘は特に難しかったが、戸別訪問により一部高齢者の勧誘に成功した。</p> <p>【課題】 ・未加入世帯の再調査や加入しない理由の分析及びその対策 ・町内会活動の魅力向上に向けた更なる工夫とその広報手段 ・勧誘に携わる役員の意識向上</p> <p>【今後の方針】 戸別訪問等の加入促進活動を継続しつつ、高齢者クラブの充実など、町内会の魅力向上にも注力する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>戸別訪問協力者への謝金</li> <li>のぼり旗横断幕作成費</li> <li>記念品作成費</li> </ul>
紫原七丁目町内会	<ul style="list-style-type: none"> <li>未加入世帯の把握（会員の玄関に会員証（ナナちゃんシール）を貼付）</li> <li>ナナちゃん新聞の発行（12 回）</li> <li>戸別訪問の実施（700 世帯を 3 回訪問）</li> </ul>	+ 61 世帯	<p>【成果】 ナナちゃん新聞を活用し、未加入者問題を会員に改めて周知したことで、事業に直接携わらない会員からも未加入者に関する情報提供を得られるなど、町内会一体となった取組になった。</p> <p>【課題】 集合住宅の取り込み</p> <p>【今後の方針】 ごみステーションがある集合住宅への町内会費減額を検討。集合住宅の会員獲得と同時に、ごみステーションを整備していない大家に設置を促す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報誌発行費</li> <li>戸別訪問協力者への謝金</li> <li>のぼり旗・横断幕作成費</li> </ul>
鴨池校区コミュニティ協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>LL かもいけ（地域情報誌）による町内会加入案内チラシの折込</li> <li>アプリ（ホームページ・メルマガ）による情報発信 ◇地域情報の発信（3 回/週） ◇市、協議会、県警等の回覧板的要素を組み入れた情報を発信</li> <li>会員カード（WAON 機能付）を配布。町内会新規加入者には 1,000 円分のポイント付加</li> </ul>	+ 44 世帯	<p>【成果】 町内会への加入窓口をコミュニティ協議会の事務局に設置し、校区全体の取組として実施。効率の面からも、町内会とコミュニティ協議会の連携強化の重要性を改めて認識した。</p> <p>【課題】 ・加入登録イベントの継続実施 ・町内会とコミュニティ協議会の更なる連携強化</p> <p>【今後の方針】 PTA 等と連携し、カード会員を募集。カードをきっかけにメルマガ読者を増やし、情報発信力を強化することで、コミュニティへの所属意識を醸成し、構成団体との更なる連携強化を目指す。また、地元商店街やユナイテッドFC と連携し、メルマガ読者やカード会員限定の抽選会を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>折込チラシ作成費</li> <li>ホームページ作成費</li> <li>新規加入者向け報償費</li> </ul>
(株)TLO※ （荒田二丁目町内会） ※鹿児島大学の産学官連携を目的に設立された会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>未加入世帯へのヒアリング（新たな相互扶助機能（会員サービス）の選定）</li> <li>大学生と町内会の交流事業・意見交換会の実施 ◇大学生と高齢者の交流（リモートマスクづくり教室） ◇大学生とこどもの交流（リモート遊び）</li> </ul>	+ 31 世帯	<p>【成果】 ・新たな相互扶助活動を行うにあたっては、互いの顔を知っているという信頼関係が重要との指摘から、コロナ禍でも実施可能なリモートでの交流活動を実施した。 ・コロナ収束後も、時間調整が難しいという現代的課題は残ることから、リモート環境を活用した町内会活動の有効性を確認できた。</p> <p>【課題】 ・会員同士の信頼関係の構築やリモート活動における環境が整備されていない会員の参加方法</p> <p>【今後の方針】 リモート活動を継続しながら、相互扶助活動を実施する。また、不動産業者と連携し、町内会加入に対するインセンティブ付与を検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワークショップ講師料</li> <li>学生スタッフ謝金</li> <li>PR 動画作成費</li> </ul>

# 令和3年度 コミュニティ交流会資料

## 会次第

- |   |   |                            |
|---|---|----------------------------|
| 1 | 開会<br>・開会のあいさつ  | 9:30~9:35                  |
| 2 | 町内会加入促進モデル事業について(資料1)                                       | 9:35~10:00                 |
| 3 | オリエンテーション<br>・交流会資料説明(資料2・3)<br><br>(各グループの小会議室へ移動)         | 10:00~10:10                |
| 4 | グループ情報交換会<br>・自己紹介<br>・進行役、発表役の選出<br>・情報交換<br><br>(大会議室へ移動) | 10:15~11:10<br><br>(10分休憩) |
| 5 | 事例発表<br>・事例発表(グループごと)                                       | 11:20~11:55                |
| 6 | 連絡事項(資料4・5)   | 11:55~12:00                |
| 7 | 閉会  | 12:00                      |

日 時 令和3年11月27日(土) 9:30~12:00  
場 所 かごしま市民福祉プラザ

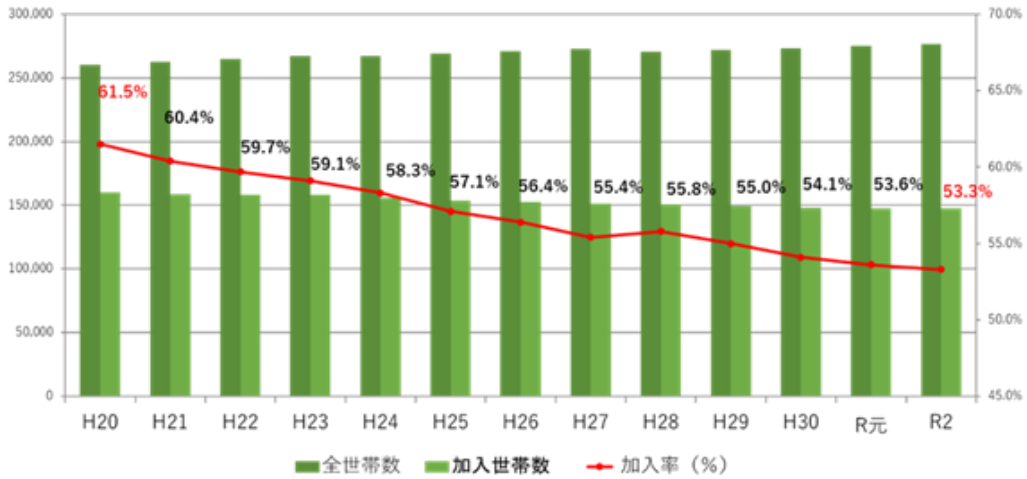
主 催 鹿児島市 地域振興課

# 目 次

1. 本市の町内会加入率	-----	1ページ
(1) 加入率の推移		
(2) 未加入者の理由		
①加入したことがない理由		
②未加入者の方へ どのような条件があれば加入しますか？		
2. 加入促進の取組について	-----	2ページ
(1) 加入促進の取組状況		
(2) どのような方法で加入の働きかけを行っているか		
(3) 退会者への対策として取り組んでいることは？		
3. 未加入者のこえ	-----	3ページ
(1) お住まいの地域の町内会について、改善してほしいことは		
4. グループ情報交換会	-----	4ページ
(1) 情報交換会の流れ		
(2) 情報交換会テーマ		
メモ欄	-----	5ページ

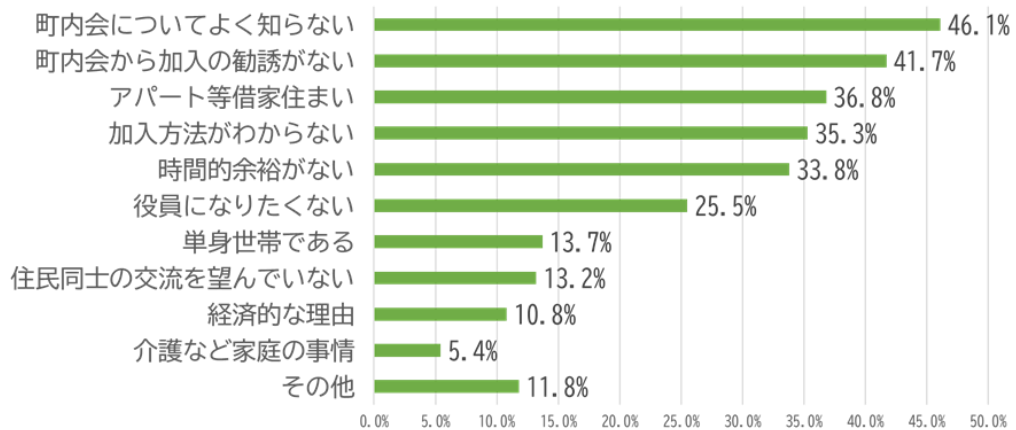
# 1. 本市の町内会加入率

## (1) 加入率の推移

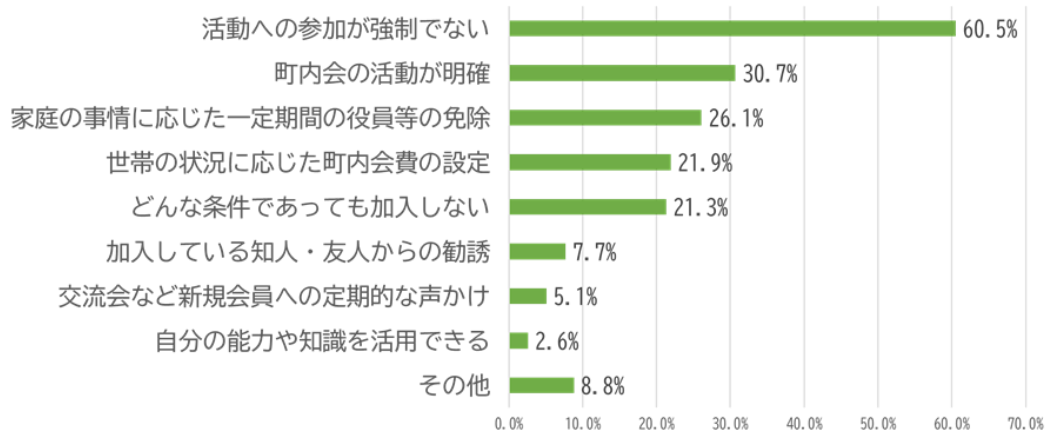


## (2) 未加入者の理由【平成29年度市民意識調査から】

### ① 加入したことがない理由

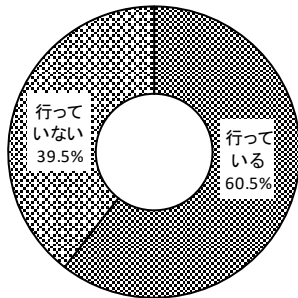


### ② 未加入者の方へ どのような条件があれば加入しますか？



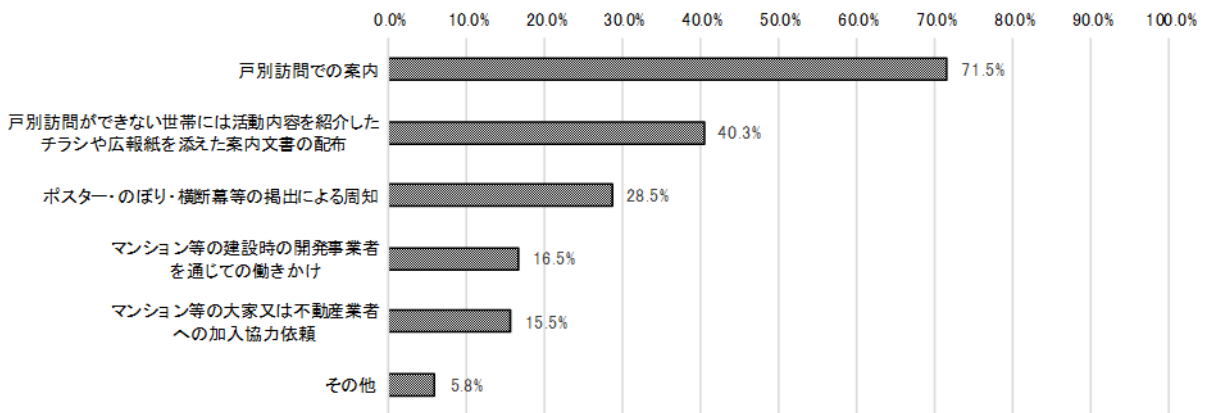
## 2. 加入促進の取組について【平成29年度町内会実態調査から】

### (1) 加入促進の取組状況



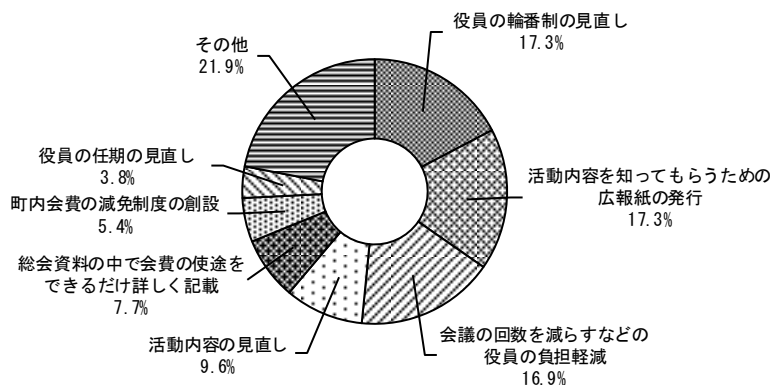
### (2) どのような方法で加入の働きかけを行っているか

未加入者への対策として、「戸別訪問での案内」が71.5%と最も多く、次に「戸別訪問ができない世帯には活動内容を紹介したチラシや広報紙を添えた案内文書の配布」が40.3%、「ポスター・のぼり・横断幕等の掲出による周知」が28.5%であった。



### (3) 退会者への対策として取り組んでいることは？

退会者への対策として「役員の輪番制の見直し」と「活動内容を知ってもらうための広報紙の発行」が17.3%と最も多く、次に「会議の回数を減らすなどの役員の負担軽減」16.9%であった。



### 3. 未加入者のこえ（令和3年度「まちかどコメンテーター」アンケート調査から）

#### (1) お住まいの地域の町内会について、改善してほしいことは。

		未加入者	一度加入していた者
改善に関する意見	町内会運営	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内会がないと成立しないことや困ることはあると思うが、核家族化が進む現代では、ありかた・運営方法を検討しないといけないのではないか。</li> <li>町内会費の集金を効率的にできないか。</li> </ul>
	町内会活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>活動することが多くて入る気がしない。</li> <li>子育て中の保護者に過度な負担がかからないような活動に変えていく必要がある。</li> <li>最低限高齢者の見守りや地域のルール作り（ゴミステーションなど）がしっかりできればいい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもや地域活性化のイベントを提案してほしい。</li> <li>町内会の認知度を上げる活動をした方がよい。</li> </ul>
	町内会活動等の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>どのような活動をされているのかあまり知らない。</li> <li>活動内容等の情報発信を（定期的なチラシ配付など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>居住地の町内会の活動等が把握できていない。</li> <li>町内会の活動状況を戸別配布する検討をしてほしい。</li> </ul>
	加入について	<ul style="list-style-type: none"> <li>加入するために電話しないといけなかったもので、結局加入しないままになってしまった。</li> <li>勧誘されたが、町内会についてよく分からず保留にしてほしいと断ったら連絡が来なくなった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入っていない人が多く、入りづらい。</li> <li>子どもが小さいうちは（加入する）メリットを感じない。</li> </ul>
	参加について	<ul style="list-style-type: none"> <li>行事に参加しないといけないという雰囲気も良くないのでは。</li> <li>途中からでも気軽に参加できる雰囲気であればいい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行事は絶対参加のようになっていて、仕事で断ると除け者のような扱いに困り、退会した。</li> </ul>
	その他	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内会の活動や必要性は正直感じられないが、見てないところで救われていることもあるかもしれないので、どういう活動をしていて、何か手伝いが必要か知りたい。</li> </ul>
肯定的な意見	活動内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>ゴミステーションの管理や掃除、草刈りをしていただき感謝しています。</li> <li>朝になると児童のために旗当番が立ってくれているので良い街だと思う。</li> <li>（活動をしていただき感謝しており）逆に参加しないといけないのと思う。</li> </ul>	—

※令和3年度「まちかどコメンテーター」アンケート調査は令和4年1月頃に市ホームページにて公表予定。

## 4. グループでの情報交換

### (1) 情報交換会の流れ

- ① はじめに、自己紹介をお願いいたします。  
(分かる範囲で構いませんので、町内会の加入状況や人口減少・高齢化の状況、居住環境(戸建・マンション・アパートの割合)などに触れてください。)
- ② グループ内で「進行役」「発表役」を決めてください。
- ③ 「進行役」がグループの中心となって、テーマの決定や情報交換、意見等の集約などを行ってください。
- ④ テーマ案を参考に、各町内会での取組事例や課題解決の工夫等について情報交換を行っていただき、11時10分頃を目安に、事例等をグループ内でまとめてください。
- ⑤ 「発表役」の方は、11時20分からの事例発表の際に、5分以内で発表をお願いします。

### (2) 情報交換会テーマ

町内会の加入促進について

[課題]

- ・加入の働きかけについて
- ・加入、参加しやすい町内会について

[取組事例・課題解決の工夫等]

- ・町内会への加入案内の方法
- ・働きかけの頻度や声かけの仕方
- ・町内会活動の広報の方法について
- ・回覧板の廃止(掲示板やHP、LINE、メールの活用)による負担軽減
- ・行事等の統廃合に伴う運営のスリム化
- ・その他の会長、役員、班長の負担軽減策





## 町内会より寄せられた運営に関する相談事例

町内会の運営に関して以下のような相談が寄せられました。貴町内会の運営の参考としてください。

## ケース1：世帯票の取扱いについて

## 相談内容

本町内会では、年に1回、会員に世帯票を提出してもらっている。一部の会員から「職業など必要以上の個人情報を書きたくない」、「世帯票がどのように活用されているかわからず不安だ」と言われている。

## 対応例

- 世帯票の提出を求める場合は利用目的、保管方法について都度丁寧に周知しましょう
- 世帯票の利用状況を踏まえ、その必要性や記載項目について見直しましょう
- 個人情報管理方針を定めましょう（※みんなの町内会活動の手引きP.81-82を参照）

## ケース2：総会における書面表決の取扱いについて

## 相談内容

コロナウイルスの感染拡大に伴い、今年度の総会は全員書面表決又は委任状で回答してもらうことにした。一部議案に対して反対意見が出たが、賛成多数で議案を全て可決とした。

後日、反対票を投じた会員から問い合わせがあり、全く議論もされずに可決されたことに納得いかないと言われている。

## 対応例

- 通常の総会開催が難しい場合、重要事項の決議は可能な限り次年度以降に見送りましょう
- 認可地縁団体となっている町内会は、会員に対して書面表決への協力を依頼できますが、書面表決を強制することはできません※
- 認可地縁団体となっている町内会は議論できる環境は残さなければなりません（役員等を中心とした小規模な開催でも問題ありません）※
- Web会議、テレビ会議、電話会議を活用する方法もあります

※ 認可地縁団体以外の町内会の運営については、市として見解を述べることはできませんが、町内会の民主的で開かれた運営を行うには、必要に応じて話し合いの場を設けるなど、会員相互の十分な協調・連携が必要と思われます。

事務連絡  
令和3年11月26日  
(地域振興課)

### 認可地縁団体に係る地方自治法の一部改正について（お知らせ）

令和3年度の地方自治法の一部改正に伴い、認可地縁団体に係る規定が一部変更となりましたのでお知らせいたします。

#### 1. 表決権の行使の電子化（令和3年9月1日施行）

認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、規約の見直しや総会での決議により、書面による表決権の行使に代えて、電子メールなどの「電磁的方法」により表決権を行使することができるようになりました。

電磁的方法には、電子メールなどによる送信、ウェブサイト、アプリケーションを利用した表決、情報をディスク等に記録して、当該ディスク等を交付する方法などがあります。

規約を変更される場合は、担当課へ事前にご相談ください。

#### （参考）規約の変更例

変更前	変更後
(総会の書面表決等) 第21条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。	(総会の書面表決等) 第21条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面及び電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

#### 2. 認可の目的の見直し（令和3年11月26日施行）

これまでの認可地縁団体制度は、地縁による団体が、不動産又は不動産に関する権利を「保有している」もしくは「近い将来確実に保有する予定」であることが認可申請の前提でした。

しかし、今回の改正により、不動産等を保有する意思の有無に関わらず、認可を受けることができるようになります。